

食品表示法の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令 新旧対照条文 目次

○食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号）（抄）	2
○職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）（抄）	5
○厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）（抄）	12
○健康増進法施行規則（平成十五年厚生労働省令第八十六号）（抄）	13

○食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
第三十二条 法第二十七条（法第六十二条第一項において準用する場合を含む。第七項、第八項及び次条において同じ。）に規定する者（<u>第十一号並びに次項、第四項及び第五項において「輸入者」という。</u>）は、別表第十に掲げる食品を輸入しようとする場合を除き、輸入届出書に次に掲げる事項（貨物を保管する倉庫への貨物の搬入（以下この項において「搬入」という。）前に輸入届出書を提出する場合にあつては、<u>第十四号に掲げる事項を除く。</u>）を記載して、貨物の到着予定日の七日前の日以降（貨物に関する事故が発生したおそれがある場合にあつては、搬入後）に、別表第十一の上欄に掲げる場所につきそれぞれ同表の下欄に掲げる検疫所の長に提出しなければならない。ただし、搬入前に輸入届出書を提出した場合において、貨物に関する事故があつたときは、搬入後直ちに、その概要を記載した届書を当該検疫所の長に提出しなければならない。 一〇四 （略） 五 貨物が加工工程後も組み替えられたDNA又はこれによつて生じたたんばく質が残存する加工食品として食品表示基準（平成二十七年内閣府令第 号）別表第十	第三十二条 法第二十七条（法第六十二条第一項において準用する場合を含む。第七項、第八項及び次条において同じ。）に規定する者（<u>第十号並びに次項、第四項及び第五項において「輸入者」という。</u>）は、別表第十に掲げる食品を輸入しようとする場合を除き、輸入届出書に次に掲げる事項（貨物を保管する倉庫への貨物の搬入（以下この項において「搬入」という。）前に輸入届出書を提出する場合にあつては、<u>第十三号に掲げる事項を除く。</u>）を記載して、貨物の到着予定日の七日前の日以降（貨物に関する事故が発生したおそれがある場合にあつては、搬入後）に、別表第十一の上欄に掲げる場所につきそれぞれ同表の下欄に掲げる検疫所の長に提出しなければならない。ただし、搬入前に輸入届出書を提出した場合において、貨物に関する事故があつたときは、搬入後直ちに、その概要を記載した届書を当該検疫所の長に提出しなければならない。 一〇四 （略） 五 貨物が食品衛生法第十九条第一項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令（平成二十三年内閣府令第四十五号。以下「内閣府令」という。）第一条第一項第十二

七の下欄に掲げるもの（同令第二条第一項第三号に規定する業務用加工食品を含む。）であるときは、同令第三条第二項の表の別表第十七の下欄及び別表第十八の中欄に掲げる加工食品の項の下欄の1の一から三までに規定する場合（その原材料が同欄の5本文の規定により同欄の5に規定する遺伝子組換えに関する表示が不要とされた場合を除く。）に応じ、それぞれ同欄の1の一から三までに規定する事項

六 貨物が食品表示基準第二条第一項第十四号に規定する対象農産物であるときは、同令第十八条第二項の表の対象農産物の項の下欄の1の一のイ又はロに規定する場合に応じ、それぞれ同欄の1の一のイ又はロに規定する事項

七〇十四（略）

2 輸入者は、前項第十号から第十三号までに掲げる事項（第十号に掲げる事項にあつては、積卸港及び到着年月日に限る。）に変更があつたときは、直ちにその旨を記載した届出書を、同項の検疫所の長に提出しなければならない。

3 分別生産流通管理（食品表示基準第二条第一項第十九号に規定するものをいう。以下この項において同じ。）を行ったにもかかわらず、意図せざる遺伝子組換え農産物（同項第十五号に規定するものをいう。）又は非遺伝子組換え

号に掲げる作物である食品又は加工食品（内閣府令第十四条第一号又は第二号に掲げるものを除く。）であるときは、内閣府令第一条第二項第四十号イからハまでに掲げる区分に応じ、それぞれ同号イからハまでに掲げる事項

（新設）

六〇十三（略）

2 輸入者は、前項第九号から第十二号までに掲げる事項（第九号に掲げる事項にあつては、積卸港及び到着年月日に限る。）に変更があつたときは、直ちにその旨を記載した届出書を、前項の検疫所の長に提出しなければならない。

3 分別生産流通管理（組換えDNA技術応用作物（内閣府令別表第一の上欄に掲げる作物のうち組換えDNA技術（酵素等を用いた切断及び再結合の操作によつて、DNAをつなぎ合わせた組換えDNA分子を作製し、それを生細胞

農産物（同項第十六号に規定するものをいう。）の一定の混入があつた場合において、同令第三条第二項の表の別表第十七の下欄及び別表第十八の中欄に掲げる加工食品の項の下欄の1の一若しくは三又は第十八条第二項の表の対象農産物の項の下欄の1のイの確認が適切に行われているときは、分別生産流通管理が行われたことを確認したものとみなして、第一項の規定を適用する。 4 ゝ 9 (略)	に移入し、かつ、増殖させる技術をいう。）を応用して生産されたものをいう。以下同じ。）及び非組換えDNA技術応用作物（内閣府令別表第一の上欄に掲げる作物のうち組換えDNA技術応用作物でないものをいう。以下同じ。）を生産、流通及び加工の各段階で善良なる管理者の注意をもつて分別して行う管理であつて、その旨を証明する書類により明確にしたものをいう。以下同じ。）を行つたにもかかわらず、意図せざる組換えDNA技術応用作物又は非組換えDNA技術応用作物の一定の混入があつた場合において、内閣府令第一条第二項第四十号イ又はハの確認が適切に行われているときは、分別生産流通管理が行われたことを確認したものとみなして、第一項の規定を適用する。 4 ゝ 9 (略)
---	---

○ 職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）（抄）
（傍線の部分は改正部分）

改 正 案			現 行		
別表第十二（第六十二条の二関係）			別表第十二（第六十二条の二関係）		
検定職種	学 科 試 験	実 技 試 験	検定職種	学 科 試 験	実 技 試 験
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
ハム・ソーセージ・ベーコン製造	一、六（略） 七 関係法規 食品衛生法関係法令 、農林物資の規格化 等に関する法律（昭和二十五年法律第七十五号）関係法令、計量法関係法令、健康増進法（平成十四年法律第三号）関係法令、と畜場法（昭和二十八年法律第百十四号）関係法	（略）	ハム・ソーセージ・ベーコン製造	一、六（略） 七 関係法規 食品衛生法関係法令 、農林物資の規格化 及び品質表示の適正 化に関する法律（昭和二十五年法律第七十五号）関係法令、計量法関係法令、健康増進法（平成十四年法律第三号）関係法令、と畜場法（昭和二十八年法律	（略）

	水産練り 製品製造	
六 (略)	五 一〇四 (略) 関係法規 食品衛生法関係法令 及び農林物資の規格 化等に関する法律関 係法令のうち、水産 練り製品製造に関す る部分	八 (略) 令、大気汚染防止法 関係法令、水質汚濁 防止法関係法令及び 食鳥処理の事業の規 制及び食鳥検査に関 する法律（平成二年 法律第七十号）関係 法令のうち、ハム・ ソーセージ・ベーコ ン製造に関する部分
	(略)	

	水産練り 製品製造	
六 (略)	五 一〇四 (略) 関係法規 食品衛生法関係法令 及び農林物資の規格 化及び品質表示の適 正化に関する法律関 係法令のうち、水産 練り製品製造に関す る部分	八 (略) 第百十四号）関係法 令、大気汚染防止法 関係法令、水質汚濁 防止法関係法令及び 食鳥処理の事業の規 制及び食鳥検査に関 する法律（平成二年 法律第七十号）関係 法令のうち、ハム・ ソーセージ・ベーコ ン製造に関する部分
	(略)	

みそ製造		(略)
一、四 (略) 五 関係法規	六 (略) 食品衛生法関係法令 、農林物資の規格化 等に関する法律関係 法令、不当品類及 び不当表示防止法（ 昭和三十七年法律第 百三十四号）関係法 令、計量法関係法令 、環境基本法関係法 令及び健康増進法関 係法令のうち、みそ 製造に関する部分	(略)
(略)	(略)	(略)

別表第十三（第六十二条の二関係）

みそ製造		(略)
一、四 (略) 五 関係法規	六 (略) 食品衛生法関係法令 、農林物資の規格化 及び品質表示の適正 化に関する法律関係 法令、不当品類及 び不当表示防止法（ 昭和三十七年法律第 百三十四号）関係法 令、計量法関係法令 、環境基本法関係法 令及び健康増進法関 係法令のうち、みそ 製造に関する部分	(略)
(略)	(略)	(略)

別表第十三（第六十二条の二関係）

検定職種	(略)	ハム・ソーセージ・ベーコン製造
学 科 試 験	(略)	一〇六 (略) 七 関係法規 食品衛生法関係法令、農林物資の規格化等に関する法律関係法令、計量法関係法令、健康増進法関係法令、と畜場法関係法令、大気汚染防止法関係法令、水質汚濁防止法関係法令及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律関係法令のうち、ハム・ソーセージ・ベーコン製造に関する部分
実 技 試 験	(略)	(略)

検定職種	(略)	ハム・ソーセージ・ベーコン製造
学 科 試 験	(略)	一〇六 (略) 七 関係法規 食品衛生法関係法令、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律関係法令、計量法関係法令、健康増進法関係法令、と畜場法関係法令、大気汚染防止法関係法令、水質汚濁防止法関係法令及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律関係法令のうち、ハム・ソーセージ・ベーコン製造に関する部分
実 技 試 験	(略)	(略)

	水産練り 製品製造	みそ製造
八 (略)	一、四 (略) 五 関係法規 食品衛生法関係法令 及び農林物資の規格 化等に関する法律関 係法令のうち、水産 練り製品製造に関す る部分	一、四 (略) 五 関係法規 食品衛生法関係法令 、農林物資の規格化 等に関する法律関係 法令、不当品類及 び不当表示防止法関 係法令、計量法関係 法令、環境基本法関 係法令及び健康増進
	(略)	(略)

	水産練り 製品製造	みそ製造
八 (略)	一、四 (略) 五 関係法規 食品衛生法関係法令 及び農林物資の規格 化及び品質表示の適 正化に関する法律関 係法令のうち、水産 練り製品製造に関す る部分	一、四 (略) 五 関係法規 食品衛生法関係法令 、農林物資の規格化 及び品質表示の適正 化に関する法律関係 法令、不当品類及 び不当表示防止法関 係法令、計量法関係 法令、環境基本法関
	(略)	(略)

(略)	法関係法令のうち、 みそ製造に関する部 分
(略)	

別表第十三の二（第六十二条の二関係）

検定職種	(略)	ハム・ソーセージ・ベーコン製造
学科試験	(略)	一〇五 (略) 六 関係法規 食品衛生法関係法令 、農林物資の規格化 等に関する法律関係 法令、計量法関係法 令のうち、ハム・ソ ーセージ・ベーコン
実技試験	(略)	(略)

(略)	係法令及び健康増進 法関係法令のうち、 みそ製造に関する部 分
(略)	

別表第十三の二（第六十二条の二関係）

検定職種	(略)	ハム・ソーセージ・ベーコン製造
学科試験	(略)	一〇五 (略) 六 関係法規 食品〇一衛生法関係 法令、農林物資の規 格化及び品質表示の 適正化に関する法律 関係法令、計量法関 係法令のうち、ハム
実技試験	(略)	(略)

(略)	水産練り 製品製造	
(略)	一〇四 (略) 五 関係法規 食品衛生法関係法令 及び農林物資の規格 化等に関する法律関 係法令のうち、水産 練り製品製造に関す る部分 六 (略)	七 (略) 製造に関する部分
(略)	(略)	

(略)	水産練り 製品製造	
(略)	一〇四 (略) 五 関係法規 食品衛生法関係法令 及び農林物資の規格 化及び品質表示の適 正化に関する法律関 係法令のうち、水産 練り製品製造に関す る部分 六 (略)	七 (略) 分 ・ソーセージ・ベー コン製造に関する部
(略)	(略)	

改 正 案	現 行
（健康福祉部の所掌事務） 第七百七条 健康福祉部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 三十一 （略） 三十二 健康増進法（平成十四年法律第百三号）<u>第三十二条</u> <u>第一項及び第二項に規定する勧告及び命令に関するこ</u>と。 三十三 健康増進法<u>第三十二条第三項</u>において準用する同法<u>第二十七条第一項に規定する検査及び収去に関するこ</u>と。 三十四 八十三 （略） （食品衛生課の所掌事務） 第七百十五条 食品衛生課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 健康増進法<u>第三十二条第一項及び第二項に規定する勧告及び命令に関するこ</u>と。 二 健康増進法<u>第三十二条第三項</u>において準用する同法<u>第二十七条第一項に規定する検査及び収去に関するこ</u>と。 三 七 （略）	（健康福祉部の所掌事務） 第七百七条 健康福祉部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 三十一 （略） 三十二 健康増進法（平成十四年法律第百三号）<u>第三十二</u> <u>条の三第一項及び第二項に規定する勧告及び命令に関するこ</u>と。 三十三 健康増進法<u>第三十二条の三第三項</u>において準用する同法<u>第二十七条第一項に規定する検査及び収去に関するこ</u>と。 三十四 八十三 （略） （食品衛生課の所掌事務） 第七百十五条 食品衛生課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 健康増進法<u>第三十二条の三第一項及び第二項に規定する勧告及び命令に関するこ</u>と。 二 健康増進法<u>第三十二条の三第三項</u>において準用する同法<u>第二十七条第一項に規定する検査及び収去に関するこ</u>と。 三 七 （略）

○健康増進法施行規則（平成十五年厚生労働省令第八十六号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（<u>法第十六条の二第二項第二号</u>の厚生労働省令で定める栄養素） 第十一条 <u>法第十六条の二第二項第二号イ</u>の厚生労働省令で定める栄養素は、次のとおりとする。 一〇五 （略） 2 <u>法第十六条の二第二項第二号ロ</u>の厚生労働省令で定める栄養素は、次のとおりとする。 一〇三 （略）	（<u>法第三十条の二第二項第二号</u>の厚生労働省令で定める栄養素） 第十一条 <u>法第三十条の二第二項第二号イ</u>の厚生労働省令で定める栄養素は、次のとおりとする。 一〇五 （略） 2 <u>法第三十条の二第二項第二号ロ</u>の厚生労働省令で定める栄養素は、次のとおりとする。 一〇三 （略）